<国民健康保険・後期高齢者医療制度にご加入の方へ>

各被保険者証の更新についてのお知らせ

8月1日(月)以降にご使用いただく各被保険者証については、次のとおり郵送します。

	国民健康保険の被保険者証	後期高齢者医療制度の被保険者証	
配達期間	7月5日(火)~19日(火)	7月11日(月)~20日(水)	
配達方法	簡易書留		
不在時の受取方法	◆7月20日(水)~26日(火)までの間 …牛久郵便局窓□においてお受け取り	◆7月21日(木)~27日(水)までの間 …牛久郵便局窓□においてお受け取り	
	※窓口の開設時間等、詳しくは不在時に投函される「書留等ご不在連絡票」をご覧ください。※配達員の訪問があっても「書留等ご不在連絡票」が投函されない場合があります。その場合は後日、改めて訪問しますのでお待ちください。		
	◆7月27日(水)以降···医療年金課	◆7月28日(木)以降···医療年金課	
	※被保険者証の受け取りの際には、本人確認できる証明資料(免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)と印鑑が必要です。 ※代理の方が受け取る場合には委任状(任意様式)が必要です。【受付時間】午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日除く)		
問い合わせ	医療年金課☎内線1724~1727	医療年金課☎内線1721、1722	

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

10月1日(土) から

−定以上所得のある方の医療費の窓口負担割合が変わります

医療費の増大や現役世代の保険料負担の抑制のため、令和4年10月1日(土)から、一般所得者のうち一定以上の所得のある方は、現役並み所得者を除き、医療費の負担割合が2割になります。

9月30日(金)まで	
現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割



10月1日(土)から		
現役並み所得者	3割	
一定以上所得のある方	2割 <	
一般所得者等	1割	

「現役並み所得者」に該当 しない、課税所得28万円 以上の方等が2割負担に なります。

^{令和4年度は} 被保険者証を **2**回お届けします

上記の変更に伴い、令和4年度は全 ての被保険者の方へ被保険者証を 2回郵送します。

1回目郵送 7月11日(月)

9月30日(金) まで有効の 被保険者証 (紫色)

有効期限が 短いので注意!



2回目郵送 9月中旬ごろ

10月1日(土) から有効の 被保険者証 (セピア色)



窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

●令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、1カ月の外来医療費の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

●配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として払い戻します。

詳しくはこちら▶ 市ホームページ 「後期高齢者医療 制度」



【医療費の窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ】 厚生労働省コールセンター 🔯 0120-002-719